

# 鴨川市国際交流事業基金設置規程

## (設 置)

第1条 鴨川市国際交流協会（以下「協会」という。）は、姉妹都市交流事業及び記念事業など特別な事業の実施に対応し、地域の国際化の推進及び市民レベルの国際交流活動の発展に寄与するため、鴨川市国際交流事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (基 金)

第2条 基金は、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

## (管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

## (処 分)

第4条 基金は、第1条に規定する事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

## (事 務)

第5条 基金の事務は、協会の事務局がこれにあたる。

## (会 計)

第6条 基金の会計は、協会の特別会計をもって処理し、毎年4月1日から始まり翌年3月31日をもって終わる。

## (委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は平成9年6月26日から施行し、平成9年4月1日より適用する。